

所得税および消費税 確定申告相談日のお知らせ

前号でもご案内しましたが、担当税理士と3月の確定申告相談日等の詳細が決まりましたので、追加してご案内します。

【日程】

2月21日(金) 池田和史、明石徳男 税理士

2月25日(火) 前崎暁彦 岡本和明 税理士

2月26日(水) 遠藤康夫 高瀬加奈子 税理士

時間は各日とも **10:00~12:00**

13:00~16:00

3月2日(月) 藤本寿宏 税理士

3月5日(木) 藤本寿宏 税理士

3月9日(月) 藤本寿宏 税理士

時間は各日とも **13:30~16:30**

【会場】中コミュニティプラザ2階第2会議室 ほか

●納付期限等

	納付期限	振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日	4月21日
消費税及び地方消費税(個人事業者)	3月31日	4月23日

※振替日は振替納税をご利用の場合のみです。

振替納税は便利で安心です。この機会にご相談ください。

●必要書類等

- ・ 所得控除関係書類、昨年の申告書・決算書の控え
- ・ 「確定申告のお知らせ」「確定申告書・決算書等用紙」
(担当：金高)

2月の働き方改革個別相談会は予約が埋まりました！ 来月3月26日はご予約可能です！

今月の「働き方改革個別相談会」は、ご好評につき予約はすべて埋まりました。相談を希望される事業所は来月の相談日をご予約ください。

【開催日時】3月26日(木) 13:00~17:00 予約可

【開催場所】中コミュニティプラザ1階第1会議室

【お申込み】商工会にお問い合わせください。

(担当：宮内・松本)

タイムズペイ商工会会員限定プランのお知らせ

クレジットカード等決済サービス「タイムズペイ」が「商工会会員限定プラン」の申込案内を実施しております。詳細は商工会HP・フェイスブックをご覧ください。

【還元事業申込期限】令和2年3月15日(日) 必着

【商工会会員限定プラン】

- ・ VISA・Master 決済手数料 3.1%
- ・ 端末機器の3点(プリンター・リーダー・タブレット) 無償提供

売上UPや生産性向上に、活用ください！ 令和元年度 各種補助金公募予告

■新事業展開や抜本的な生産性向上を伴う投資に！

「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」

新商品や新サービスの開発、大幅な生産性向上につながる設備投資に掛かる費用の一部を補助！

補助額 100万~1,000万円

補助率 中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

■お客様のココロをつかむ販路拡大の取組に！

「小規模事業者持続化補助金」

顧客の呼び込みや売上UPなど、小規模事業者が実施する販路開拓や生産性向上の取組を応援！

補助額 ~50万円、**補助率** 対象経費の2/3

■経営課題をITで解決&売上UP！

「サービス等生産性向上IT導入支援事業」

煩雑な事務作業の軽減や、スムーズな社内情報の共有等に向けた、ソフトウェアやクラウドサービスなどのITツール導入をサポート！

補助額 30~450万円、**補助率** 対象経費の1/2

いずれの補助金も、それぞれの公募要領に沿って公募されます。また、働き方改革や生産性向上、事業継続力強化計画の作成等に取り組む事業者は審査で優遇されます。詳細については商工会までお問合せください。

なお、上記の補助制度以外にも、様々な支援制度があります。御社の夢の実現や課題の解決に、ぜひ一度、商工会までご相談ください。
(担当：経営指導員)

補助金へのチャレンジをお考えの方は お早めに手続きを！！

補助金申請にもよいよ「電子申請」の時代が押し寄せてきました。今年から補助金申請の手続きに、電子申請システム「jGrants(ジエイグランツ)」が導入されます。

まもなく公募が開始となる「ものづくり補助金」や「持続化補助金」もその対象です。

申請にあたってはG Biz ID【g Biz プライム】の取得が必要で、取得まで2~3週間を要しますので、お早めに手続きを済ませることを強くおすすめします。(取得は無料)

G Biz ID

検索 

(担当：経営支援課)

万一の事故の「お見舞い費用」等を補償！ ひょうご共済の「まごころ共済」をぜひ！

まごころ共済は自動車事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約者と相手側の双方を補償します。特に、契約車両の運転者が加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担（死亡事故なら香典・葬儀費用、ケガの場合ならお見舞い費用等）を軽減するため、共済金をすべて契約者にお支払いし、自賠責や自動車保険では補償されない相手側への「誠意」をサポートしますので、ぜひご加入ください。

【お支払いする共済金】

	相手側	契約者側
死亡	300万円	300万円
死亡一時金	30万円	—
後遺障害	12～300万円	12～300万円
入通院（合計3日以上）	30,000円	—
入院（1日目から）	日額4,500円	日額4,500円
通院（1日目から）	日額2,250円	日額2,250円
対物事故共済金特約	3万円	—
車両損害見舞金	—	2万円
ロードサービス見舞金	—	4,000円

※上表の死亡～通院の共済期間内の共済金は300万円が限度

【共済掛金】

車種名	年払(円)	月払(円)
自家用乗用自動車・小型貨物自動車	10,000	1,000
自家用軽乗用自動車・軽貨物自動車	5,500	550
自家用普通貨物自動車（2t超）	17,500	1,750
自家用普通貨物自動車（2t以下）	14,500	1,450

※詳細は担当者へご連絡ください。（担当：吉田）

令和2年4月1日から高年齢労働者も雇用保険料の納付が必要です！

65歳以上の労働者も雇用保険の適用対象となっていますが、経過処置として、平成29年1月1日から令和2年3月31日までは、高年齢労働者（保険年度の初日（4月1日）において満64歳以上である労働者であって雇用保険の一般被保険者となっている方）に関する雇用保険料は免除されていました。

内訳	生年月日	S29.4.1以前	S29.4.2～S30.4.1	S30.4.2以降
平成30年度確定保険料		免除	免除なし	免除なし
平成31年度概算保険料		免除	免除	免除なし

令和2年4月1日からは64歳以上の高年齢労働者についても、他の雇用保険被保険者と同様に雇用保険料の納付が必要となりますのでご注意ください。（担当：宮内・松本）

ひょうご共済の「火災共済」に 地震危険補償特約が新設されます！

近年、全国各地で台風や地震などの自然被害が多く発生しており、被災した場合、事業活動が継続できないリスクが生じるため、もしもの時の備えが必要となってきます。地震補償のニーズの高まりから、ひょうご共済の火災共済に「地震危険補償特約」が新設されますので、この機会にぜひご加入ください。

火災共済…火災・落雷・破裂爆発、風雪災等をカバー
地震危険補償特約（火災共済にセットできます）

■住宅に限らず、店舗・工場・事務所など昭和56年以降に建てられた「建物」に限ります。

■1,000万円を限度に加入することができます。

（例）事業専用用途の鉄骨造の建物に1,000万円加入の場合、特約部分の1年間の共済掛金は、8,200円と加入しやすい掛金設定になっています。

（1）補償する範囲

①「地震・噴火・津波」を原因とする「火災・損壊・埋没・流失」による損害

②地震共済金の支払方法

市町村が交付する「り災証明書」により被害認定を行い、損害の程度に応じて、地震共済金を支払います。

被害認定	損害割合（建物時価）	地震共済金
全壊	50%以上	地震共済金額×100%
大規模半壊	40%以上 50%未満	地震共済金額×60%
半壊	20%以上 40%未満	地震共済金額×30%

※損害割合が20%未満の場合はお支払いの対象になりません。

（2）地震保険料控除

個人契約の場合、居住用建物を対象とする地震危険補償特約の共済掛金の全額が地震保険料控除の対象となります。（一部対象にならない場合があります。）

	所得税	個人住民税
控除対象額	地震共済掛金の全額 （50,000円限度）	地震共済掛金の1/2 （25,000円限度）

（3）取扱開始時期

令和2年3月1日以降始期分の契約にセットできます。

※詳細は担当者にご連絡下さい。（担当：吉田）

各種お問合せ

〒679-1134 多可郡多可町中区茂利20

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】後藤

【経営支援課】本庄・宮内・横畑・松本・杉本

【業務推進課】足立・金高・遠藤・石塚・吉田